住所　大阪府豊中市西緑丘３丁目10番43―402号
徐久美子　昭和57年２月２日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市矢畑733番地２―607号
高仁美　昭和32年11月27日生
住所　三重県津市河芸町一色1376番地
羅智江　昭和58年９月20日生
住所　三重県尾鷲市野地町11番31号
金鉉徹　昭和46年７月23日生
住所　広島市安芸区船越南３丁目26番14号
朴應圭　昭和21年12月８日生
朴美幌　昭和44年７月３日生
朴圭太郎　昭和46年５月22日生
朴良一　昭和49年10月18日生
住所　広島県安芸高田市甲田町高田原2240番地６
宋悟　昭和52年９月23日生
住所　京都府宇治市伊勢田町砂田90番地
宣雄一郎　昭和54年１月16日生

○農林水産省告示第千二百八十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る同項の砂糖調整基準価格を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一五二、九〇〇円

○農林水産省告示第千二百八十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る同号の指定糖調整率を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

指定糖調整率　百分の三三・九九

○農林水産省告示第千二百八十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る同項の異性化糖調整基準価格を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一六九、二〇八円
うち消費税額及び地方消費税額分　八、〇五八円

○農林水産省告示第千二百八十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る同号の異性化糖調整率を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

異性化糖調整率　百分の一二・三九

○農林水産省告示第千二百九十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成二十一でん粉年度に係る同項のでん粉調整基準価格を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一四一、九九〇円

住所　京都府木津川市相楽東戸崎35番地４
朴秀月　昭和63年９月22日生
住所　京都市南区東九条南山王町47番地10
秦英和　昭和39年10月26日生
住所　京都市左京区一乗寺地蔵本町21番地
趙福枝　昭和33年１月14日生
金田明　昭和61年８月８日生
金田健　平成３年４月25日生
住所　京都市中京区聚楽廻南町１番地
李畿守　昭和30年７月４日生
住所　名古屋市東区泉１丁目３番43号
李豊　昭和53年３月４日生
住所　愛知県知多市新知台２丁目７番地７
金仙華　昭和52年11月２日生
住所　名古屋市名東区藤が丘162番地
李栄　昭和52年８月21日生

○農林水産省告示第千二百九十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十一条第一項第一号の規定に基づき、平成二十一でん粉年度に係る同号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

指定でん粉等調整率　百分の七・〇八九

○農林水産省告示第千二百九十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十一砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　てん菜を原料として製造される国内産糖
正味一、〇〇〇キログラムにつき　二二、八三四円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖
次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

製造される地域	単価
一　鹿児島県	
(一)　種子島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六〇、九一八円
(二)　奄美大島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八八、一九七円
(三)　喜界島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六六、九六七円
(四)　徳之島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五八、六八五円
(五)　沖永良部島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七二、四三六円
(六)　与論島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　九〇、五四一円
二　沖縄県	
(一)　沖縄本島（沖縄本島内において販売されるものを除く。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五五、四〇一円
(二)　伊是名島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一一七、二四〇円
(三)　久米島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八四、二七〇円
(四)　南大東島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　九二、〇一三円
(五)　北大東島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一二七、〇七五円
(六)　宮古島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五八、二二九円
(七)　伊良部島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七五、二二〇円
(八)　石垣島	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七〇、一七七円
(九)　沖縄本島内において製造されるもののうち沖縄本島内において販売されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四九、二〇一円